

香川労働局発表

令和2年8月5日

報道関係者各位

担

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 松尾 武司

室長補佐 植田 泰明

当

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

令和2年度香川県最低賃金の改正答申について

香川地方最低賃金審議会答申

「時間額2円引き上げて820円とする」

香川地方最低賃金審議会（会長 しばたじゅんこ 柴田潤子 氏）は、本年6月30日（火）、香川労働局長（ほんまゆきてる 本間之輝）から「香川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、香川県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日、8月5日（水）に結論をまとめ、同日、香川労働局長に対し「時間額820円とする」旨の答申を行った。

この「時間額820円」は、現行の香川県最低賃金（時間額818円）を「2円」引き上げるものであり、最低賃金が時間額単独方式になった平成14年度以降では、引上げ額が平成14年度の0円、平成15、16、21年度の1円に次ぐ小幅なものとなった。

香川地方最低賃金審議会においては、去る7月22日（水）の中央最低賃金審議会の答申において引上げ額の目安が示されなかったが、諸般の事情を総合的に勘案して慎重な審議を重ねた結果、今般の答申を取りまとめたものである。

今後、香川労働局では、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、香川県最低賃金を改正決定する予定である。

[参考] 香川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額(円)	742	766	792	818	820
対前年度上昇率(%)	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
対前年度上昇額(円)	23	24	26	26	2

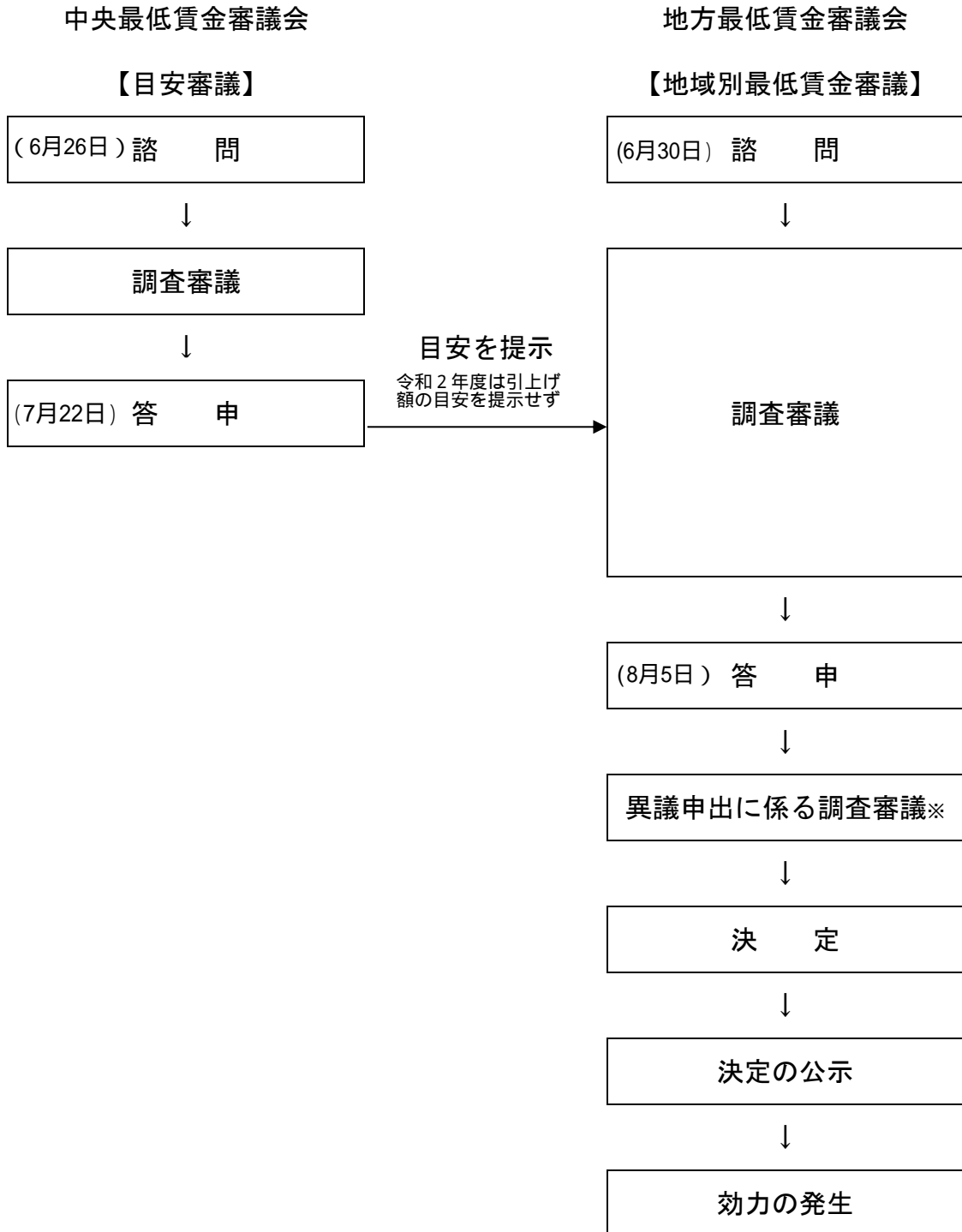
四国各県の地域別最低賃金の推移
(平成3年度～令和元年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
3	日 額	3,983	4.93	187	3,981	4.87	3,982	4.90	3,981	4.87
	時間額	499	5.05	24	498	4.84	498	4.84	498	4.84
4	日 額	4,152	4.24	169	4,151	4.27	4,152	4.27	4,150	4.25
	時間額	520	4.21	21	520	4.42	520	4.42	520	4.42
5	日 額	4,283	3.16	131	4,282	3.16	4,283	3.16	4,281	3.16
	時間額	537	3.27	17	536	3.08	536	3.08	536	3.08
6	日 額	4,388	2.45	105	4,385	2.41	4,386	2.40	4,383	2.38
	時間額	550	2.42	13	550	2.61	550	2.61	550	2.61
7	日 額	4,497	2.48	109	4,485	2.28	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	565	2.73	15	563	2.36	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,599	2.27	102	4,581	2.14	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	577	2.12	12	574	1.95	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,709	2.39	110	4,684	2.25	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	590	2.25	13	588	2.44	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,802	1.97	93	4,770	1.84	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	602	2.03	12	597	1.53	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,849	0.98	47	4,813	0.90	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	608	1.00	6	602	0.84	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,891	0.87	42	4,852	0.81	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	613	0.82	5	607	0.83	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,926	0.72	35	4,885	0.68	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	618	0.81	5	611	0.66	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	-	-	廃止	-	廃止	-	廃止	-
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時間額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時間額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時間額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時間額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時間額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
元	時間額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67

*発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。
 平成19年度は、徳島が10月21日、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。
 平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
 平成21年度は、各県とも10月1日である。
 平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。
 平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。
 平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
 平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。
 平成26年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月12日、高知が10月26日である。
 平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。
 平成28年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。
 平成29年度は、徳島が10月5日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。
 平成30年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。
 令和元年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。

地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和2年度



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催